

評議員、理事及び監事の報酬等の規程

2010年 6月11日制定

2011年 4月 1日改正

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人アジア生命保険振興センター（以下「当センター」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、評議員、理事及び監事の報酬等を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、日当、特別手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の決定基準)

- 第3条 評議員の報酬は、定款第13条に基づき、理事会が定め、評議員会において承認決議を受けた別紙のとおり、全評議員の年額の総額の範囲内で支給額を定める。
- 2 理事の報酬は、定款第27条に基づき、評議員会の承認決議を受けた別紙のとおり、全理事報酬の年額の総額の範囲内で支給額を定める。
 - 3 監事の報酬は、定款第27条に基づき、評議員会の承認決議を受けた別紙のとおり、監事報酬の年額の総額の範囲内で支給額を定める。監事が複数の場合、その報酬は、均等とする。

(退職慰労金等の決定基準)

第4条 評議員、理事及び監事が退職したとき（在任期間中の死亡により退任した時を含む）は、退職慰労金として定款第13条及び第27条の規定に基づき、理事会が定め、評議員会において承認決議を受けた別紙に定める額とする。

(費用)

第5条 当センターは、評議員、理事及び監事とその職務の遂行に当って負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 当センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(この規程の変更)

第7条 この規程の変更は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

1. 評議員について

評議員の報酬は、年額 10 万円（税引後）とする。ただし、全評議員の報酬の年額合計は 130 万円以内とする。

2. 理事について

理事の報酬は、年額 10 万円（税引後）とする。ただし、全理事の報酬の年額合計は 110 万円以内とする。

3. 監事について

監事の報酬は、年額 20 万円（税引後）とする。ただし、全監事の報酬の年額合計は 50 万円以内とする。

4. 退職慰労金について

退職慰労金の額は、次のとおりとする。ただし、在任期間（始期及び終期が月中にかかる場合、1 ヶ月として計算する。）の計算に当っては、評議員、理事及び監事として在任した期間を通算する。

（1） 在任期間 10 年以上の場合 100 万円

（2） 在任期間 20 年以上の場合 200 万円